

霧島山の統一的な火山活動の状況に応じた対応整理票(レベル1:活火山であることに留意)

1 火山の状況

| 噴火予報                           |  | レベル1(活火山であることに留意)   |
|--------------------------------|--|---|
| 活動状況・予報警報                      |  | 火山活動は静穏。活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。)状況に応じて火口内及び火口周辺への立入規制等<br>・火山性地震や火山性微動の発生または一時増加。・熱活動の明らかな高まり。<br>・火口及び火口付近に影響する程度の噴気や火山ガスの噴出   |
| 対象市町                           |  | —   |
| 防災上の警戒事項                       |  | 活火山であることから、規模の小さな噴出現象が突発的に発生する可能性があることに留意   |
| 噴火シナリオで考えられる現象と影響範囲            |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ マグマの動きなし</li> <li>・火山性地震・微動は少ない ・弱い噴気活動</li> <li>■ 山体深部へマグマ貫入</li> <li>・山全体のわずかな膨張を示す地殻変動 ・山体深部でA型地震増加</li> </ul>  |
| 臨時の解説情報発表基準                    |  | ・火山性地震増加(日回数15回程度) ・火山性微動発生(継続時間3分程度) ・火口及び火口周辺で、新たな噴気活動<br>・熱活動の明らかな高まり  |
| レベル2への引上判断基準<br>(太字は、1つの該当で判断) |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火が発生 : 大きな噴石が概ね1km以内に飛散</li> <li>・火山性地震の多発 <ul style="list-style-type: none"> <li>* 30回以上/1時間 * 10回以上/1時間が3時間以上継続 * 50回以上/任意の24時間</li> <li>* 15回以上/1日が3日以上継続 * 1日10回以上が7日間継続</li> <li>* 周期の長い火山性地震(B型)が20回以上/任意の24時間</li> </ul> </li> <li>・火山性微動の増加・震幅の増大 : えびの高原付近で発生し次のいずれかを満たす場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>* 韓国岳北東点上下動の最大震幅2<math>\mu</math>m/s以上で継続時間が10分以上</li> <li>* 継続時間の短い微動が多発し、任意の24時間で継続時間の合計が10分以上</li> </ul> </li> <li>※ 以下の該当項目については、複数の現象が発生し、火山活動に顕著な高まりが見られ、噴火の可能性が高まった場合には噴火警戒レベルを2に引き上げる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>* 火山性地震の増加 * 周期の長い火山性地震の増加 * 火山性微動の震幅や継続時間の増大</li> <li>* 噴気活動の急激な高まり * 明らかな熱消磁</li> <li>* 山体膨張を示す地殻変動(傾斜計で1時間に0.5<math>\mu</math> radian以上)あるいはGNSS等で比較的緩やかな地殻変動</li> </ul> </li> </ul> |

2 各機関の対応

| 主体            |  | 主な対応   |
|---------------|--|--|
| 気象庁           | 福岡管区気象台<br>鹿児島地方気象台                                      | ・24時間監視 ・観測点増強 ・必要に応じ機動観測実施<br>・定期・随時に情報を発表  |
|               | 鹿児島・宮崎地方気象台  | ・随時、情報を提供 ・定期、臨時現地調査   |
|               | 体制   | 注意体制 (災害が生じる(恐れがある)場合非常体制) ※事務所の防災体制とは別  |
| 国             | 砂防・河川(国土交通省)   | ・資機材の備蓄状況、手配可能な量の把握<br>・降灰量計、監視機器の手配、数値解析の準備<br>・現地調査による砂防施設の点検、緊急対策予定地の状況把握、降灰量調査の準備、協力要請             |
|               | 道路(国土交通省)  | ・火山情報の収集   |
|               | 国有林(林野庁)   | ・入林者への規制情報の提供、標識等の設置に関する統制・調整  |
|               | 国立公園(環境省)  | ・HP等により火山情報、防災情報を発信<br>・えびのエコミュージアムセンター来館者に対して火山情報、防災情報を発信   |
| 霧島火山防災協議会等    |  | ・定期及び臨時に開催<br>・避難施設、情報発信、啓発活動等の警戒避難体制の整備に関する協議<br>・登山届けの推進施策の検討、推進<br>・火山の活動状況により、必要な防災対応等について検討、実施    |
|               | 警戒区域・立入規制範囲  | ・活動状況により火口周辺への立入制限の範囲等について協議   |
| 宮崎県・鹿児島県      | 体制   | —  |
|               | 防災・危機管理  | ・火山情報の収集・提供、カメラ映像等による監視・配信 (宮崎県)<br>・火山情報の収集 (鹿児島県)<br>・各種手段による火山情報の発信                                 |
|               | 砂防・河川  | ・火山情報の収集、センサー等による土石流監視<br>・砂防堰堤の整備   |
|               | 道路   | ・火山情報の収集<br>・火山の活動状況により、霧島山周辺の県道等の交通規制を検討、実施   |
|               | 登山道  | ・注意看板の設置等<br>・火山の活動状況により、霧島山の登山道の防災対応を検討、実施  |
|               | 林野火災・農畜産・農林  | —  |
|               | 観光等  | ・火山情報の提供<br>・ガイド、観光施設等を通じた情報発信、啓発活動  |
| 市町            | 体制   | —  |
|               | 規制   | ・活動状況により対象火口の火口内、火口近傍、異常発現地域周辺への立入制限を検討、実施   |
|               | 住民等への対応  | ・防災行政無線、緊急速報メール等による伝達体制の整備、訓練の実施<br>・消防団、自治会、自主防災組織等を通じた火山情報・避難計画等の周知、講習会の開催等<br>・気象台、県及び関係機関との連携、情報交換 |
|               | 指定避難所、避難施設   | ・指定避難所、避難経路の標示   |
|               | 避難方法等  | ・住民に対する周知、訓練<br>・災害時要配慮者の把握と避難時の支援体制の整備  |
| 観光客・登山者対応     | ・HP、看板等による火山情報の周知<br>・パンフレットの作成配布及び登山者・観光客等に関する情報の収集     |  |
| 避難促進施設自主防災組織等 | ・マニュアルに基づく避難誘導・避難訓練の実施                                   |  |
| 消防本部          | ・非常時の活動方針の検討、計画の作成                                       |  |
| 県警察           | ・市町との連携・情報収集   |  |
| 自衛隊           | ・火山情報の収集、前方拠点等の選定、救助活動等の計画作成、訓練への参加                      |  |
| 避難施設、シェルター等   | ・避難施設緊急整備計画の作成、修正等(県)<br>・避難施設等の設置及び既存施設の補強(各管理者等において検討) |  |

霧島山の統一な火山活動の状況に応じた対応整理票(レベル2:火口周辺規制)

1 火山の状況

※ 太字は、噴火発生時の追加的な事項等について記述。

|              |  |
|--------------|--|
| 噴火警報         | レベル2(火口周辺規制) (小規模な噴火が発生又は可能性がある場合)                     |
| 活動状況・予報警報    | 火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。 |
| 対象市町         | えびの市、霧島市   |
| 防災上の警戒事項     | 硫黄山から概ね1kmの範囲内では、噴火に伴う弾道を描いて飛散する大きな噴石に警戒               |
| 噴火シナリオで      | ■ マグマから分離した高温ガスの上昇により山体浅部で熱活動の高まり                      |
| レベル2の判定基準    | 次の3項目の一つに該当する場合  |
| レベル3への引上判断基準 | ①噴火が発生した場合(噴火発生後、次のいずれかの状況の場合は継続)                      |

2 各機関の対応

| 主体            |  | 主な対応   |
|---------------|--|--|
| 気象庁           | 福岡管区気象台  | ・噴火警報発表・24時間監視・観測点増強・必要に応じ機動観測実施   |
|               | 鹿児島地方気象台   | ・定期・随時に情報を発表・ <b>レベル2の判定基準に近づき、引上げの検討を開始する時点で</b> 、関係機関に事前に連絡(突発的な現象発生時は事前連絡が間に合わない場合がある)  |
| 国             | 鹿児島・宮崎地方気象台  | ・随時、情報を提供・定期、臨時現地調査・県及び関係市町との連携、情報共有・必要に応じてJETT(気象庁防災対応支援チーム)派遣  |
|               | 体制   | 注意体制(災害が生じる(恐れがある)場合、非常体制) ※事務所の防災体制とは別  |
|               | 砂防・河川(国土交通省)   | ・資機材の備蓄状況、手配可能な量の把握<br>・降灰量計、監視機器の手配、数値解析の準備<br>・現地調査による砂防施設の点検、緊急対策予定地の状況把握、降灰量調査の準備、協力要請   |
|               | 道路(国土交通省)  | ・道路規制情報の提供   |
|               | 国有林(林野庁)   | ・入林者への規制情報の提供、標識等の設置に関する統制・調整<br>・降灰量調査・森林活性度調査・霧島地区全体計画調査の準備<br>・既存治山ダムの排土工事など緊急対策予定地の選定  |
| 国立公園(環境省)     | ・えびのエコミュージアムセンター来館者に対して火山情報、防災情報を発信<br>・HP等により火山情報、防災情報を発信。  |  |
| 霧島火山防災協議会等    | ・随時に開催   |  |
| 警戒区域・立入規制範囲   | ・レベル2の対応準備を検討、状況により関係機関に準備を伝達<br>・火口から概ね1kmまたは2kmへの立入規制等を協議(図3-1)・状況により立入規制範囲等を修正  |  |
| 宮崎県・鹿児島県      | 体制   | ・情報連絡本部(宮崎県)<br>・初動時は情報連絡体制(鹿児島県)  |
|               | 防災・危機管理  | ・情報の収集・提供、カメラ映像等による監視・配信<br>・防災ヘリを活用した登山者・観光客等への避難呼びかけ、情報収集・提供・情報の収集(鹿児島県)<br>・各種手段による火山情報、規制情報の発信<br>・自衛隊、消防、警察等関係機関との情報共有、連携。状況により自衛隊に災害派遣要請 |
|               | 砂防・河川  | ・火山情報収集、土石流監視の継続<br>・降灰量調査の準備(降灰状況によっては調査の実施)<br>・砂防施設の点検、緊急対策予定地の状況把握   |
|               | 道路   | ・立入規制範囲の設定に伴い県が管理する道路を規制(図3-1)<br>・道路規制情報の提供・案内看板の設置   |
|               | 登山道  | ・登山者・観光客等への避難呼びかけ<br>・立入規制範囲の設定に伴い県が管理する登山道を規制、状況により拡大<br>・案内看板の設置等  |
|               | 林野火災・農畜産・農林  | ・「防災消防ヘリコプター相互応援協定」(H24.10)により四県(宮崎県、鹿児島県、熊本県、大分県)が連携、状況により自衛隊に災害派遣要請  |
|               | 観光等  | ・火山情報、規制情報の提供<br>・ガイド、観光施設等を通じた情報発信、啓発活動・風評被害対策の検討、実施  |
| 市町            | 体制   | ・情報連絡本部(状況により災害警戒本部又は災害対策本部を設置)<br>・通堂(対象火口以外の市町)  |
|               | 規制   | ・火口から概ね1kmもしくは2kmの範囲は、立入規制(災対法60条・63条)(別図3-1)<br>・登山道規制(火口から概ね1kmもしくは2km)(各登山道管理者)・状況により規制範囲を拡大  |
|               | 住民等への対応  | ・防災行政無線、緊急速報メール等による伝達体制の整備、訓練の実施<br>・消防団、自治会、自主防災組織等を通じた火山情報・避難計画等の周知、講習会の開催等<br>・気象台、県及び関係機関との連携、情報交換   |
|               | 指定避難所、避難施設   | ・指定避難所、避難経路、避難手段等の確認と表示、状況により指定避難所を開設<br>・えびの高原防災組織の避難体制の確認、避難訓練の実施  |
|               | 避難方法等  | ・住民に対する火山情報の発信<br>・災害時要支援者の把握と避難時の支援体制の確認<br>・状況により、対象火口周辺の集客施設等に避難する観光客等の避難を支援、身元の確認  |
| 観光客・登山者対応     | ・HP、看板等による火山情報、規制情報の周知、登山者・観光客等への避難呼びかけ<br>・パンフレットの作成配布・状況により、避難者の救助、搬送、収容、家族支援等   |  |
| 避難促進施設自主防災組織等 | ・マニュアルに基づく避難誘導・避難訓練の実施・火山の活動状況により、マニュアルに基づき登山者・観光客等への避難呼びかけ、避難誘導、対象火口から遠ざかる方向・想定ハザードを避ける方向に避難<br>・状況により避難施設等に避難、待機し、火山の活動状況を見て安全な方向に避難 |  |
| 消防本部          | ・市町の要請に基づく登山者・観光客等の避難状況の確認、非常時の活動方針の検討・状況により、救助活動等   |  |
| 県警察           | ・市町の要請に基づく登山者・観光客等の避難状況の確認、避難誘導・交通整理の実施・道路管理者との連携、道路規制   |  |
| 自衛隊           | ・火山情報の共有、前方拠点等の選定・状況により、災害派遣、避難者の救助、搬送、収容、病院搬送等  |  |
| 避難施設、シェルター等   | ・シェルター等の安全確認(各施設管理者)<br>・状況により避難施設緊急整備計画の見直し(県)及び避難施設等の設置(各施設管理者)  |  |

霧島山の統一的な火山活動の状況に応じた対応整理票(レベル3:入山規制)

1 火山の状況

|              |   |
|--------------|---|
| 噴火警報         | レベル3(入山規制)  |
| 活動状況・予報警報    | 居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。                       |
| 対象市町         | 小林市、えびの市、霧島市  |
| 防災上の警戒事項     | ・硫黄山から概ね2km～4kmの範囲では、噴火に伴う弾道を描いて飛散する大きな噴石に警戒<br>■ 水蒸気噴火活動の活発化 |
| 噴火シナリオで      | ■ 水蒸気噴火活動の活発化   |
| レベル3の判定基準    | ①噴火が発生した場合(噴火発生後、次のいずれかの状況の場合は継続)                             |
| レベル4への引上判断基準 | ・ 火砕流、溶岩流が居住地域近くまで到達する可能性が高いか到達                               |

2 各機関の対応

| 主体           | 主な対応  |   |
|--------------|---|---|
| 気象庁          | 福岡管区気象台<br>鹿児島地方気象台   | ・噴火警報発表(噴火警報の引き上げ)<br>・引き続き、随時情報発表<br>・レベル3の判定基準に近づき、引上げの検討を開始する時点で、関係機関に事前に連絡(突発的な現象発生時は事前連絡が間に合わない場合がある)  |
|              | 鹿児島・宮崎地方気象台   | ・必要に応じ火山の活動等に関する防災情報を提供、解説<br>・現地情報収集・必要に応じてJETT(気象庁防災対応支援チーム)派遣  |
|              | 体制  | 注意体制(災害が生じる(恐れがある)場合、非常体制)  |
| 国            | 砂防・河川(国土交通省)  | ・火山活動の状況に応じヘリ調査、降灰量調査を実施、必要に応じて土砂災害(土石流)警戒避難基準雨量の検討、数値解析結果の提供<br>・必要に応じて緊急ハード対策を実施、緊急ハード対策実施箇所に監視機器を設置  |
|              | 道路(国土交通省)   | ・道路規制情報の提供・降灰除去支援を実施  |
|              | 国有林(林野庁)  | ・入林者への規制情報の提供、標識等の設置に関する調整・林道への立ち入り規制<br>・噴火活動状況により降灰量調査・森林活性度調査・霧島地区全体計画調査の実施<br>・土石流・火山泥流発生等の危険性等降灰量調査の実施及び状況により排土工事など応急対策工の実施、土石流センサー、監視カメラ等の設置      |
|              | 国立公園(環境省)   | ・HP等により火山情報、防災情報を発信<br>・立入規制範囲の設定に伴い環境省が管理する登山道を規制、看板の設置<br>・えびのエコミュージアムセンターの閉館を検討、状況に応じ閉館<br>・えびの管理官事務所の機能移転を検討、状況に応じ移転                                |
|              | 霧島火山防災協議会等  | ・随時に開催  |
| 宮崎県・鹿児島県     | 警戒区域・立入規制範囲   | ・警戒区域の設定協議及び火口から概ね2km～4km以内への立入規制範囲等協議(図3-1)<br>・火山活動状況により火口から概ね4km以内への立入規制の拡大若しくは2kmへの縮小等協議(図3-1)<br>・状況により、登山者・観光客等の避難者の救出、搬送、救護、身元確認、家族支援等に関する協議     |
|              | 体制  | ・情報連絡本部(状況により災害警戒本部)(宮崎県)<br>・災害警戒本部(鹿児島県)  |
|              | 防災・危機管理   | ・火山活動状況の確認、防災ヘリ等による登山者等への避難呼びかけ、被害状況の把握、防災ヘリによる患者の搬送等<br>・火山・避難専門家と連携し、関係市町の防災対応を確認、助言<br>・自衛隊、消防等関係機関との情報共有、連携。状況により自衛隊に災害派遣要請<br>・各種手段による火山情報、規制情報の発信 |
|              | 砂防・河川   | ・火山情報の収集、土石流監視の継続<br>・降灰状況により降灰量調査の実施<br>・必要に応じて緊急土石流対策   |
|              | 道路  | ・立入規制範囲の設定に伴い県が管理する道路を規制(図3-1)<br>・道路規制情報の提供・案内看板の設置  |
|              | 登山道   | ・登山者・観光客等への避難の呼びかけ<br>・立入規制範囲の設定に伴い県が管理する登山道を規制<br>・規制情報看板の設置   |
|              | 林野火災・農畜産・農林<br>観光等  | ・警戒範囲内の林道への立ち入り規制<br>・必要に応じて防災ヘリにより空中消火・農業・畜産等への情報提供、支援<br>・火山情報、規制情報の提供<br>・ガイド、観光施設等を通じた情報発信、啓発活動・風評被害対策の検討、実施  |
| 市町           | 体制  | ・情報連絡本部(対象火口の市町、状況に応じその他の市町)<br>・火山活動の状況により災害警戒本部又は災害対策本部(対象火口の市町)  |
|              | 規制  | ・火口から概ね2km(状況により3km～4km)の範囲は、立入規制(災対法60条・63条)(図3-1)<br>・警戒範囲に応じ、対象火口周辺の登山道規制(対象火口から概ね2～4km)<br>・警戒範囲内の市町が管理する道路等を規制(図3-1)                               |
|              | 住民等への対応   | ・防災行政無線、緊急速報メール等による伝達体制の整備、訓練の実施<br>・消防団、自治会、自主防災組織等を通じた火山情報・避難計画等の周知、講習会の開催等   |
|              | 指定避難所、避難施設  | ・指定避難所、避難経路、手段等の確認及び指定避難所の開設準備(対象火口の市町)<br>・自主防災組織等の要支援者の避難体制を確認(対象火口の市町、自主防災組織等)   |
|              | 避難方法等   | ・対象火口の周辺に避難呼びかけ、避難誘導、指定避難所の開設(対象火口の市町)<br>・避難促進施設等に避難している観光客・登山者の安全地域への避難支援(車両・ヘリ・装甲車等)、避難者の身元確認支援<br>・対象火口に避難指示の発令、HP、看板等による規制情報の周知(各市町)               |
| 観光客・登山者対応    | ・火山の活動状況により、対象火口周辺2km～4kmの地域の登山者等に避難指示発令、避難呼びかけ(対象火口の市町)                          |   |
| 避難促進施設自主防災組織 | ・マニュアルに基づき登山者・観光客等への避難呼びかけ、避難誘導、対象火口から遠ざかる方向<br>・想定ハザードを避ける方向に避難。状況により避難施設等に避難、待機 |   |
| 消防本部         | ・被害情報の収集、避難支援・状況により、登山者・観光客等の救出救助<br>・状況により、救護所の開設、避難誘導等                          |   |
| 県警察          | ・市町の要請に基づく避難誘導・交通整理<br>・要救助者の救出救助、県警ヘリによる火山周辺情報の収集等<br>・登山者・観光客等の身元確認、行方不明者の有無の確認 |   |
| 自衛隊          | ・初動対処態勢の維持、要請に基づき救助活動・装甲車両、ヘリ等の支援準備、支援  |   |
| 避難施設、シェルター等  | 一   |   |

霧島山の統一的な火山活動の状況に応じた対応整理票(レベル4:高齢者等避難)

1 火山の状況

|              |  |
|--------------|--|
| 噴火警報         | レベル4(高齢者等避難)                                     |
| 活動状況・予報警報    | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。         |
| 対象市町         | 小林市、えびの市、霧島市、(湧水町)                               |
| 防災上の警戒事項     | ・硫黄山から概ね4kmの範囲又は居住地域近くまで、噴火に伴う弾道を描いて飛散する大きな噴石に警戒 |
| 噴火シナリオで      | ■ 溶岩の出現。   |
| レベル4の判定基準    | ・ 火砕流、溶岩流が居住地域近くまで到達する可能性が高いか到達                  |
| レベル5への引上判断基準 | ・ 火砕流や溶岩流が居住地域に到達する可能性が高いか到達                     |

2 各機関の対応

| 主体            |   | 主な対応  |
|---------------|---|---|
| 気象庁           | 福岡管区気象台   | ・噴火警報発表(警報の引上げ) ・24時間監視 ・機動観測実施 ・観測体制の強化  |
|               | 鹿児島・宮崎地方気象台   | ・随時、解説情報を提供 ・現地調査 ・必要に応じ情報を提供、現地情報収集  |
| 国             | 体制  | 警戒体制(災害が生じる(恐れがある)場合、非常体制)  |
|               | 砂防・河川(国土交通省)  | ・火山活動の状況に応じヘリ調査(遠望)、降灰量調査(遠隔地)を実施、土砂災害(土石流)警戒避難基準雨量の検討、数値解析結果の提供<br>・緊急ハード対策の中止、待避  |
|               | 道路(国土交通省)   | ・道路規制情報の提供、降灰除去支援を実施<br>・緊急時の宮崎自動車道の規制に関する検討(NEXCO西日本)  |
|               | 国有林(林野庁)  | ・入林者の立入規制 ・林道への立ち入り規制<br>・立入規制範囲内での作業中止、及び避難準備 ・森林など周囲環境への影響調査  |
|               | 国立公園(環境省)   | ・HP等により火山情報、防災情報を発信<br>・立入規制範囲の設定に伴い環境省が管理する登山道を規制、看板の設置  |
| 霧島火山防災協議会等    | ・随時開催   |   |
|               | 警戒区域・立入規制範囲   | ・警戒区域の設定及び火口から概ね4km以内への立入規制範囲を協議(図3-2)<br>・状況に応じて規制範囲の拡大若しくは縮小を協議   |
| 宮崎県・鹿児島県      | 体制  | ・災害警戒本部(状況により災害対策本部)(宮崎県)<br>・災害対策本部(鹿児島県)  |
|               | 防災・危機管理   | ・火山活動状況の確認、防災ヘリ等による現地確認、被害状況の把握<br>・火山専門家等と連携し規制範囲の検討、各市町の防災対応を確認、助言<br>・自衛隊、消防等関係機関との情報共有、連携。状況により自衛隊に災害派遣要請<br>・各種手段による火山情報、規制情報の発信 |
|               | 砂防・河川   | ・火山情報の収集、土石流監視の継続<br>・降灰状況により降灰量調査の実施<br>・避難対象地区の工事中止及び工事関係者の避難準備   |
|               | 道路  | ・立入規制範囲の設定に伴い規制範囲内の県が管理する道路を規制(図3-2)<br>・道路規制情報の提供<br>・案内看板の設置  |
|               | 登山道   | ・立入規制範囲の設定に伴い県が管理する登山道を規制<br>・規制情報看板の設置   |
|               | 林野火災・農畜産・農林   | ・農業・畜産業等への情報提供、支援   |
|               | 観光等   | ・火山情報、規制等情報の提供 ・避難確保計画に基づく対応の確認<br>・風評被害対策の検討、実施  |
| 市町            | 体制  | ・災害警戒本部(状況により災害対策本部)(対象とする火口の市町)<br>・状況により情報連絡本部(対象とする火口以外の市町)  |
|               | 規制  | ・高齢者等避難を発令(対象とする火口の市町)<br>・火口から概ね4kmの範囲は、立入規制(地域防災計画、炎対法60条・63条)(図3-2)<br>・警戒範囲内の市町が管理する道路等を規制(図3-2)<br>・登山道規制(火口から概ね5km)             |
|               | 住民への火山情報伝達手段  | ・防災行政無線、緊急速報メール等による伝達体制の整備、訓練の実施<br>・消防団、自治会、自主防災組織等を通じた火山情報・避難計画等の周知、講習会の開催等<br>・畜産事業者等への情報提供(家畜等避難)                                 |
|               | 指定避難所、避難施設<br>対<br>避難方法等  | ・避難所の開設・周知、避難行動要支援者に対する避難支援<br>・自主防災組織等の避難経路、避難者支援等についての確認  |
|               | 観光客・登山者対応   | ・概ね4km圏内への避難指示の発令(継続)<br>・HP、看板等による規制情報の周知(各市町)   |
| 避難促進施設自主防災組織等 | レベル1又は2から、レベル4に上がった場合、<br>・マニュアルに基づき登山者・観光客等への避難呼びかけ、避難誘導、対象火口から遠ざかる方向・想定ハザードを避ける方向に避難 ・状況により避難施設等に避難、待機し、火山の活動状況を見て下山又は救助を要請 |   |
| 消防本部          | ・避難行動要支援者への避難呼びかけ、避難誘導の準備及び避難誘導、非常時の活動方針の検討   |   |
| 県警察           | ・市町の要請に基づく登山者・観光客等の避難状況の確認、避難誘導<br>・道路管理者と連携した交通規制<br>・要救助者の救出救助、県警ヘリによる火山周辺情報の収集等<br>・高齢者等避難の発令対象地域の警戒                       |   |
| 自衛隊           | ・初動対処態勢を維持、要請に基づき救助活動   |   |
| 避難施設、シェルター等   | —   |   |

霧島山の統一的な火山活動の状況に応じた対応整理票(レベル5:避難)

1 火山の状況

|           |  |
|-----------|--|
| 噴火警報(案)   | レベル5(避難)   |
| 活動状況・予報警報 | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。             |
| 対象市町      | 小林市、えびの市、霧島市、湧水町                                 |
| 防災上の警戒事項  | ・硫黄山から概ね4kmの範囲、または居住地域まで、噴火に伴う弾道を描いて飛散する大きな噴石に警戒 |
| 噴火シナリオで   | ■ 溶岩流の切迫・到達の可能性                                  |
| レベル5の判定基準 | ・ 火砕流や溶岩流が居住地域に到達する可能性が高いか到達                     |
| -         | -  |

2 各機関の対応

| 主体            |  | 主な対応  |
|---------------|--|---|
| 気象庁           | 福岡管区気象台  | ・噴火警報発表(警報の引上げ)・24時間監視・機動観測実施・観測体制の強化   |
|               | 鹿児島・宮崎地方気象台  | ・随時、解説情報を提供・定期、随時現地調査・必要に応じ情報を提供、現地情報収集   |
| 国             | 体制   | ・非常体制   |
|               | 砂防・河川(国土交通省)   | ・火山活動状況に応じヘリ調査(遠望)、衛星データの取得、降灰量調査(遠隔地)を継続<br>・緊急ハード対策の中止、待避、噴火沈静後必要な箇所に緊急ハード対策、緊急ハード対策実施箇所に監視機器を設置                                    |
|               | 道路(国土交通省)  | ・降灰除去支援を実施<br>・緊急時の宮崎自動車道の規制に関する検討/規制の実施(NEXCO西日本)  |
|               | 国有林(林野庁)   | ・入林者の立入規制・林道への立入規制<br>・森林など周囲環境への影響調査<br>・噴火沈静後、降灰量調査・森林活性度調査及び応急対策工の実施並びに土石流・火山泥流発生危険性の降灰流出調査の実施及び土石流センサー・監視カメラの設置                   |
|               | 国立公園(環境省)  | ・HP等により火山情報、防災情報を発信<br>・立入規制範囲の設定に伴い環境省が管理する登山道を規制、看板の設置  |
| 霧島火山防災協議会等    | ・随時開催  |   |
| 宮崎県・鹿児島県      | 立入規制範囲   | ・警戒区域の設定及び火口から概ね4km及び避難対象地域の立入規制範囲を協議(図3-2)<br>・状況に応じて規制範囲の拡大若しくは縮小を協議  |
|               | 体制   | ・災害対策本部(宮崎県、鹿児島県)   |
|               | 防災・危機管理  | ・火山活動状況の確認、防災ヘリ等による現地確認、被害状況の把握<br>・火山専門家等と連携し規制範囲の検討、各市町の防災対応を確認、助言<br>・自衛隊、消防等関係機関との情報共有、連携。状況により自衛隊に災害派遣要請<br>・各種手段による火山情報、規制情報の発信 |
|               | 砂防・河川  | ・火山情報収集、土石流監視の継続<br>・避難対象区域の工事関係者の避難  |
|               | 道路   | ・立入規制範囲の設定に伴い規制範囲内の県が管理する道路を規制(図3-2)<br>・道路規制情報の提供<br>・案内看板の設置  |
|               | 登山道  | ・立入規制範囲の設定に伴い県が管理する登山道を規制<br>・案内看板の設置及び立入規制   |
|               | 林野火災・農畜産・農林<br>観光等   | ・農業・畜産等への影響把握、支援<br>・火山情報、規制情報の提供・避難確保計画に基づく対応の確認<br>・風評被害対策の検討、実施  |
| 市町            | 体制   | ・災害対策本部(対象とする火口の市町)<br>・状況により情報連絡本部または災害警戒本部(対象とする火口以外の市町)  |
|               | 規制   | ・避難指示発令(対象とする火口の市町)<br>・火口から概ね4kmの範囲は、立入規制(地域防災計画、災対法60条・63条)(図3-2)<br>・警戒範囲内の市町が管理する道路等を規制(図3-2)<br>・登山道規制(火口から概ね4km)                |
|               | 住民等への<br>火山情報伝達手段  | ・防災行政無線、緊急速報メール等による伝達体制の整備、訓練の実施<br>・消防団、自治会、自主防災組織等を通じた火山情報・避難計画等の周知、講習会の開催等<br>・畜産事業者等への情報提供(家畜等避難後の状況)、支援                          |
|               | 指定避難所、避難施設<br>対避難方法等   | ・指定避難所の開設・周知、避難の支援、避難住民に対する支援<br>・自主防災組織等の避難者、要支援者に対する避難支援、生活支援   |
|               | 観光客・登山者対応  | ・概ね4km圏内への避難指示の発令(継続)<br>・HP、看板等による規制情報の周知(各市町)<br>・関係機関等と連携して行方不明者等の情報を確認、問い合わせ対応等   |
| 避難促進施設自主防災組織等 | レベル1又は2から、レベル4に上がった場合、<br>・マニュアルに基づき登山者・観光客等への避難呼びかけ、避難誘導、対象火口から遠ざかる方向・想定ハザードを避ける方向に避難<br>・状況により避難施設等に避難、待機し、火山の活動状況を見て下山又は救助を要請             |   |
| 消防本部          | ・避難呼びかけ・避難誘導   |   |
| 県警察           | ・市町の要請に基づく登山者・観光客等の避難状況の確認、避難誘導<br>・道路管理者と連携した交通規制<br>・要救助者の救出救助、県警ヘリによる火山周辺情報の収集等<br>・避難指示発令対象地域の警戒<br>・関係機関等と連携して行方不明者等の情報を確認、県・市町に対する情報提供 |   |
| 自衛隊           | ・初動対処態勢を維持、要請に基づき救助活動  |   |
| 避難施設、シェルター等   | -  |   |